

## 【1989年6月23日】雇用保険制度の改善について

労働省職業安定局雇用保険課

### 雇用保険制度の改善について

#### 1. パートタイム労働者に対する雇用保険の適用

##### (1) 適用範囲

新たな適用範囲(短時間労働被保険者)は、「1週間の所定労働時間が同一の適用事業に雇用される通常の労働者に比し短く、かつ、労働大臣が定める時間数未満である者」とする。

なお、労働大臣が定める時間については、一般労働者の週所定労働時間の平均が44時間であることを参考とし、その4分の3に相当する33時間とすることを予定している(一般被保険者の適用範囲は現行と同様4分の3以上すなわち33時間以上となる。)。また下限については、同じく2分の1に相当する22時間とすることとし、その他年収要件(90万円以上の見込み)、雇用期間の要件(1年以上の雇用見込み)等については現行と同様とする予定である。

##### (参考) 新たな適用範囲

新たな適用範囲(短時間労働被保険者)は、次の要件のいずれにも該当する者となる。

週 所定労働時間	22時間以上 33時間未満
年収	90万円以上の見込み
雇用期間	1年以上の見込み

なお、この新たな適用対象者数は、72万人程度(平成元年度)と推計される。

##### (2) 給付における特例

給付については、所定給付日数などについて一般被保険者に対する特例を設ける。

##### 被保険者期間の計算

受給資格を得るためには、賃金支払基礎日数が11日以上のを、2分の1箇月として計算することにより、1年必要とすることとする(一般被保険者は、14日以上のを6ヵ月必要とする。)

##### 賃金日額

賃金日額については、下限を2,410円(一般被保険者は、3,210円)とする。

##### 所定給付日数

所定給付日数については、次のとおりとする。

年齢	被保険者であった期間	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
	30歳未満		90日	90日
30歳以上 55歳未満		90日	180日	180日
55歳以上 65歳未満		180日	180日	210日
就職困難者	55歳未満	180日		
	55歳以上 65歳未満	210日		

(注) 一般被保険者としての期間と短時間労働被保険者としての期間を足し合わせて受給資格が得られるような場合には、被保険者であった期間1年未満でも90日支給する。

延長給付

特定個別延長給付(雇用保険法第22条の2)は適用しない。

高年齢求職者給付金

離職日に65歳未満であるとみなした場合に短時間労働被保険者に該当する場合、短時間労働被保険者の特例に準じた特例を設ける。

## 2. 雇用保険四事業の見直し

### (1) 四事業の再編

雇用安定事業と雇用改善事業を統合し、失業の予防、雇用機会の増大、雇用状態の是正その他雇用の安定を図るための事業とする。

なお、これに伴い、雇用安定資金については統合後の雇用安定事業に使用できることとする。

### (2) 雇用安定資金残高の確保

四事業に係る保険料率については、雇用安定資金残高が当該年度の四事業に係る保険料収入の1.5倍(現行は、1倍)を超えるに至った場合に1,000分の0.5引き下げることとする。

## 3. その他

施行期日については、パートタイム労働者に対する雇用保険の適用は平成元年10月1日、雇用保険四事業の見直しは公布の日とする。